

○都立学校の避難所等指定に関する要綱

平成八年一月八日

七教総総第八五七号

改正 平成二一年八月一〇日二一教総総第八〇八号

令和二年五月一四日二教総総第四〇〇号

(目的)

第一 この要綱は、区市町村長から都立学校を指定緊急避難場所及び指定避難所(以下「避難所等」という。)に指定する要請を受けた場合の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所等の指定等についての取扱い)

第二 都立高等学校、都立中等教育学校及び都立中学校については、区市町村長から避難所等の指定について要請があった場合は、東京都地域防災計画に基づき、原則的に承認する。

二 都立特別支援学校については、障害者等を対象とした指定避難所としての指定要請を受けた場合は、前項に準ずるものとする。

三 都立学校長(以下「校長」という。)は、区市町村長から前二項の要請を受けた場合は、第三に定める「施設利用計画」を作成し、東京都教育委員会(以下「都教育委員会」という。)と協議の上、避難所等の指定について決定するものとする。

なお、校長は、指定の承認に際して、当該区市町村長と避難所等施設利用に関する協定書を締結するものとし、その写しを都教育委員会に送付するものとする。

(施設利用計画の作成)

第三 校長は、避難所等の指定の承認に当たっては、下記のことに留意の上、自校の施設利用計画を作成する。

(一) 児童・生徒等を保護するためのスペース

在校時の発災の場合に備え、児童・生徒等を保護するためのスペース

(二) 一般避難者の収容に使用しないスペース

ア 学校の教育機能及び避難所等の管理機能の確保の観点から、校長室、職員室、事務室、放送室、機器・化学薬品等がある特別教室等

イ 病弱者、負傷者等の保護及び医療活動の確保の観点から、保健室、和室等

ウ 物流拠点機能等の確保の観点から、校庭

(三) (一)及び(二)以外で避難所等として利用できるスペース

一般避難者用の避難所等として利用できるスペースの範囲及びその使用順位

(都立学校敷地の目的外使用許可手続)

第四 区市町村長からの都立学校敷地内に防災資器材用倉庫等を設置するための申請については、教育財産管理規則等に定める従前の使用許可手続による。

附 則

- 1 この要綱は、平成八年一月八日から施行する。
- 2 施行日以前に避難所に指定されている学校については、校長は、この要綱の趣旨に基づき、区市町村長と避難所施設利用に関する協定書を締結するものとする。

附 則(令和二年二教総総第四〇〇号)

- 1 この要綱は、令和二年五月十四日から施行する。
- 2 施行日以前に、避難所等に指定されている学校については、校長は、この要綱の趣旨に基づき、区市町村長と避難所等施設利用に関する協定書を締結するものとする。

避難所施設利用に関する協定書（例）

区市町村長を「甲」とし、都立学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所施設として利用できる施設の周知）

第2 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第3 甲は、災害時において避難所として利用する必要が生じた場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（応急危険度判定の実施）

第4 甲は、避難所として利用する場合、二次災害を防止するため都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査する。

2 甲は、判定員が到着しない場合は建築関係者により施設・設備等の安全確認を行う。

（開設の通知）

第5 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規程に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第6 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用の負担）

第7 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第8 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第9 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期

解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届けを提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11 この協定書に定めなき事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 区市町村長

(乙) 東京都立学校長